

(一) 死傷病者の取扱に對しては從來の現金制度を廢し安米を貸與され度事。
 (二) 會社の過失による傷害に對しては收入金額を支給され度事。
 五 會社の都合により解雇したる時は規定以外に健康者に對しては日給の二百
 日分負傷者には三百日分を支給され度事。
 六 解雇者を復職せしめられ度事。
 七 退職手當改正の件
 勤続三ヶ年以上五ヶ年未満にして退職せんとする時は解雇手當の二分の一
 勤続五ヶ年以上八ヶ年未満にして退職せんとする時は解雇手當の三分の一
 勤続八ヶ年以上にして退職せんとする時は解雇手當の全額を支給され度事
 八 機械謀從業員の皆勤賞共は抗内労働者と同一にされ度事。
 九 第三抗に於ける人車と鉦車との區別を設けられ度事。
 十 三谷重徳君を公傷とせられ度事。
 十一 臨時雇制を廢止され度事。
 十二 労働組合に干渉せざる事。
 十三 労働組合に干渉せざる事。

去、今回の事件に對し犠牲者を出さざること、
 十二月六日、次の一項を追加す、
 十二月十日更に三項を加へ要求書と改む
 (註) 十月二十六日、演説會準備の爲め來別せり山内鉄吉、高梨、
 飯尾、金次、等、黒石、駒附近にて運搬途中の公傷者に遭遇し其の取
 扱方不適当なりと一附添者加藤某(労働課員)を殴打負傷せ
 り。

六 経過概況と解決

大正十四年 慶城新番郡泉村喜光地七福亭に於て別子労働組合大会、創立へ
 十一月一日 週年記念演説會を開催す。参會者 五五〇名内組合員三五〇名あり

大會附議事項

- 1) 別子労働組合の組織変更に関する件
- 2) 規約改正の件
- 3) 會費値上の件
- 4) 負傷者虐待に對する抗議の件
- 5) 飯尾金次不当解雇に関する件
- 6) 日本鐵夫組合四小聯合會組織の件
- 7) 惨死者供養の件
- 8) 臨時雇廢止の件

演説會には鈴木文治、安藤盛、山内鉄吉等十九名出席す。
 十一月九日 組合幹部山内鉄吉、高梨二男、外八名大會決議事項に關し交渉を承
 けべく鑛業所を訪はり。結果さす。

十一月二十日 高梨二男以下八名交渉委員として鑛業所を訪れ

- (1) 飯尾金次不当解雇の件
 - (2) 負傷者虐待に関する抗議の件
 - (3) 臨時雇廢止の件
- 付折長に面會を求めし主病氣の故を以て拒絶せらる。

十月廿一日 十四年十月二十六日別子黒石駒にて取負に傷害を加へたる傷害事
 件に付高梨二男、飯尾金次拘引状を執行さる。